

Title	第5章 米騒動
Author(s)	橋本, 哲哉
Citation	: 137-178
Issue Date	1986-03-01
Type	Book
Text version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/2297/10828
Right	

*KURAに登録されているコンテンツの著作権は、執筆者、出版社（学協会）などが有します。

*KURAに登録されているコンテンツの利用については、著作権法に規定されている私的使用や引用などの範囲内で行ってください。

*著作権法に規定されている私的使用や引用などの範囲を超える利用を行う場合には、著作権者の許諾を得てください。ただし、著作権者から著作権等管理事業者（学術著作権協会、日本著作出版権管理システムなど）に権利委託されているコンテンツの利用手続については、各著作権等管理事業者に確認してください。

第5章 米 騒 動

第1節 石川県内の米騒動の概略

『米騒動の研究』（井上清・渡部徹編，全5巻，有斐閣 1959～62年，以下，本文・注とも『研究』と略）が刊行されてから20年以上が経過した。これがその時点迄の米騒動研究の集大成であったことは周知のとおりである。さらに1918（大正7）年の米騒動がおこったすべての県の，主として新聞資料の集成でもあったことから，研究先進地ではより詳細な研究の呼び水となり，研究後進地では新たな研究の出発点ともなった。このことを石川県の場合で見ると，米騒動の研究はそれまで皆無に等しかったのに対し，『研究』を契機として細々としたものではあるが，若干の業績が追加されて現在に至っている。筆者も微力ではあるがいくつかの論稿を提出してきた。またこの数年の間，米騒動を歴史的にも地域的にも掘りをもったものとして理解しようとする地道な努力も北陸地域を中心に行われはじめている⁽¹⁾。

本章は『研究』を土台としつつ，その後の県内の米騒動研究を整理することを第1の課題としている。次いで『研究』は新聞資料をその大部分の根拠として米騒動の全体を素描したものであるので，第1の課題の延長として県内米騒動の若干の評価（とくに金沢米騒動の評価が中心となるが）といったものを析出してみることにしたい。また従前の筆者の諸論稿を現時点でもって再整理する意味も持っていることを付言する。

まず『研究』（石川県分は第3巻に所収）を中心に，現在確認できる1918年の石川県の米騒動の概略について述べることから始めよう。

米騒動の発生した日時順に記すと，次の9件となる。

- ① 8月11日 羽咋郡高浜町
- ② 8月11日 羽咋郡堀松村末吉
- ③ 8月12日 金沢市
- ④ 8月13日 金沢市

- ⑤ 8月21～22日 鳳至郡宇出津町
- ⑥ 8月26日 石川郡松任町
- ⑦ 8月26日 鳳至郡穴水町
- ⑧ 10月4日 金沢市
- ⑨ 10月11日 金沢市

1日の1騒動を1件と考えたわけであるが、⑤の場合は夕刻から深夜をこえた騒動となったので、正確を期す意味で両日を表示した。その点、後述する様に8月12・13日の金沢米騒動は参加者・対象とも別個のもので、独立した2件の米騒動であった。このうち②と④以外の7件は『研究』を通じてその内容の大略を知ることができる。

1918年の米騒動は7月23日、富山県魚津の漁民の妻女の米移出反対の行動で始まった。この騒動は東水橋・滑川・生地といった近隣の、富山湾沿岸港町の一带にひろがり、「女房連の一揆」とか「越中女一揆」といった見出しで中央紙や地方の各新聞をにぎわした。富山県ではこうした米騒動は明治以来慣習化していたようであるが、今回はこれが発火点となって全国的な騒動へと拡大していった。その歴史的な意義等については『研究』にまかせるが、38市153町177村、騒動がおこらなかったのは全国で青森・岩手・秋田の東北3県に沖縄を加えた4県のみであった。参加総人員は100万人を上まわり、軍隊出動地点120、動員兵力9万余といわれるように、まさに全国的な大騒動であった⁽²⁾。

8月上旬は各地で散発的であったが、8月10日の京都・名古屋の2大都市の騒動は大規模なものとなった。これが新聞で伝えられるや、「名古屋に続け」といった波及効果を現わして1週間は日本中が騒然となった。金沢の場合には2都市の影響がはっきりとうかがえる。以降の米騒動はとくに関西地方の諸都市で激しかったが、8月下旬にはそれも一段落した。地方の町村での騒動がこれに続き、九州などの炭鉱、鉱山での激烈な暴動をへて9月中旬に一応米騒動は終結した。したがって⑤～⑦の3つの県内の米騒動は全国的には鎮静化しつつある後半期に属している。

次の表5・1は『研究』をもとに全国の米騒動を都市別・行動規模別に整理したものである。

表5・1 米騒動の都市別・行動規模別件数

	人口1万 以下町村	人口1万 以上町村	人口1～ 5万市	人口5～ 20万市	6大都市	鉾山 炭鉾
Aで数百名以上	153	38	33	32	23	} 38
Aで100名以下	98	12	2	6	3	
B	72	7	3	9	7	
C	118	14	15	8	0	
合計	441	71	53	55	33	38

『米騒動の研究』第1巻、道府県別発生地名表、同第5巻、米騒動日表および各巻記事等から作成。A（群衆の暴動・示威運動）、B（集会後解散）、C（不穏な情勢）の区分は第1巻によったが、Aのうち100名以上の行動に及んだものはさらに大規模なものとして独立させた。人口は1918年現在で1～5万市には2万以上の町を含めた。1日を1件とし、総件数691となった。

いかに全国各市町村にあらゆる規模の騒動が展開したかを、あらためて感ずる。以下、この表での都市区分をもとにその展開の様相の特徴を簡単に指摘し、石川県内の各米騒動を検討する際の指針をあらかじめ提出しておくことにしよう。

まず、「農村の米騒動はこれまで、非常に少いように思われていた」が、「例外件数が多い」⁽³⁾。そのうち町村の人口規模の小さな地域では、当然行動も弱く参加人数もすくない（B・Cが比較的多い）。しかし全町村的な騒動に発展したものもかなりの数であった。運動内容としては移出米阻止、生活救済要求（富山・岡山県などで多い）、小作争議との結合（奈良県法隆寺村の例）、地主・資産家の襲撃といったタイプがその代表的なものである。この中で騒動の契機となった米の移出反対という行動は、「いわば自衛本能」的なもので「地域の立地条件にいちぢるしく左右され」、「全国的な普遍性や切実性をもつとはいいがたい」⁽⁴⁾ という評価があるが、富山の場合のような伝統的側面は軽視できない。

市町人口の規模が大きくなるにしたがって、その行動力は大きくなり（Aの増加）、またその都市の性格とかわったところの展開をみるようになる。

人口1～5万の都市の場合、20近くの都市に騒動が起きている。Aの30余件の中には例外的に長野・高知で警察署への投石等の行動を見受けるが、

いずれも米商その他資産家を主要目標として襲撃し、8月10日～17日の最盛期に集中している点でそれは共通している。この中で尼ヶ崎のように新興都市の場合では「労働者街を中心として騒動が発生した」が、工場労働者より「前近代的労働関係のうえにたつ親方で、その主導によって日雇労働者などが蜂起」⁽⁵⁾する事態となった。また会津若松のように「土地と結合した商業高利貸資本や徒弟的経営が濃厚」⁽⁶⁾の都市の場合には、そうした経営に隷属した職人層が騒動の主体となり、「商業高利貸業の集中的表現とみられる米穀商」⁽⁷⁾にその矛先がむけられた。

次に5～20万の中都市の場合どうか。20弱の都市で30余件の大規模な騒動が展開している。富山と佐世保の例外を除いて、そのほとんどが8月14・15日の前後に集中している。ここでは行動目標・形態はその都市化の特徴と結びつき多様なものとなっている。豊橋・和歌山・松山・福井などでは警察・憲兵分隊を襲撃するといった大都市的傾向を呈しているが、呉ではそれがより明確となり、「水兵団と衝突し、暗中市街戦の観」⁽⁸⁾といった熾烈さであった。しかもその参加者層は拘引累計372名中「半数近くの158名を近代的労働者である海軍工廠職工と、吉浦造船職工が占め」⁽⁹⁾するという特徴的な事態となった。さらに兵士の参加もあらわれ、後14名が軍法会議に付されている。しかし呉ではその後の労働運動の高揚（1919年10月、呉労働組合結成など）と民衆運動の発展はあったものの、米騒動中に労働者の組織的行動やその指導などはなかったといわれている。

さて金沢市は当時の人口は約16万人で、この中都市の区分のひとつに入る。金沢はその代表例であるが、人口は多くともそこにおける近代化の進展がおそく、近代工業は未発達で伝統工業を中心にして職人層が広範に存在する都市では、米騒動の主体は日雇・職人層（金沢では後述する様にその典型である箔労働者）であった。騒動の形態も激しいものにはならず、米商・資産家宅の打ちこわし程度で、米廉売の約束をとりつけるといった事例が多い。同じようなことであるが、騒動の集団が下層民衆で形成されたため、中間層的な市民層は騒動に積極的には参加していない。

概論は以上にとどめ、次節以下では石川県内の騒動の具体的展開を追ってみることにする。

第2節 高浜・末吉の米騒動

本節では石川県で最も早い騒動であった高浜と末吉のものを紹介しつつ分析する。高浜とは羽咋郡高浜町高浜のことで戸数500戸ほどの漁港であった。その隣村堀松村に末吉はあり、戸数100戸余の大字であった。『研究』では一括して扱っており、「能登高浜の女一揆」の見出しではじまる「北国新聞」（以下「北国」と略）の記事全文があるので、「北陸毎日新聞」（以下「北毎」と略）のものを載せておく。「一昨夜十二時頃羽咋郡高浜町の細民婦女約百名許りが各自に子供を背負ひ、又は手を引きて同町米穀商桜井米肥合名会社に到りて米穀を他に移出するより斯く昂騰を来たすに就き、一時米穀の移出を禁止せられ度しと申立て立ち去る模様なかりしが、午前一時頃に至り同町駐在の倉田巡査部長出張の上県当局にありても今回の暴騰に対し、種々施設を為すべく目下企画中なれば之を諒とし引取るべしと懇篤に説諭したる結果漸く退散せり。(羽咋電話)」（「北毎」8月13日）。「北国」とほぼ同じ趣旨のものであるが、「北国」の記事の方は貧民という表現になり、彼らがより強く米移出反対にこだわっている内容となっている。高浜の米騒動に関しては別に資料が発掘されている⁽¹⁰⁾。これらの新資料をもとに、以下若干の分析を試みよう。

高浜町は当時の職業別戸数（519戸）の割合からみるならば商業（40%）、工業（15%）で過半を占め、農業（12%）、ついで漁業（10%）といった具合で必ずしも漁村とはいいがたい（1918年の『石川県統計書』）。しかし町内の50戸にのぼる漁師町の婦人が騒動の中心であったことは聴きとり資料から考えてまずまちがいのないところである。杉島孝博は「漁師町の生活は、漁業とは名ばかりの刺網か日雇い漁労・日雇い荷揚げ労務・請け魚の振り売りていど」であり、彼らは「自分も『いつかは米をトグことがあろうか』と我が身の貧しさを嘆かねばならない生活であった」⁽¹¹⁾と述べている。このことは後述の宇出津も同じ様な状況であったと推測される。この漁師町の婦女たちの騒動は「北国」の記事のニュアンスの様に米移出反対に主眼があったのであろうか。「北国」、「北毎」とともに桜井米肥会社へ民衆が押し寄せたことにな

っているが、杉畠は高浜では和泉一郎兵衛家（呉服商・地主）、牧野仁左衛門家（肥料・米・醤油・酢の小売ないし製造販売業、地主）を主たる対象とみている。桜井米肥会社は内容が不詳で『石川商工人名録』（1919年版）の米肥業者の中には登場してこない。押しかけられた当事者の牧野つなは次のように語っている。「いまでいうと日の暮れ七時ころやった。でけえこの人が押しかけて来て、〃米をよそえやるな。〃というがや。親たちが応対しとったけ、わたしゃ恐ろして、子供二人連れて奥の間に逃げてはいつとったがしゅうとが、その人たちに〃米やどこへもやらん。〃と返事しとったがを奥の間で聞いておった。漁師町の人やったと思うけど、おとなばっかりいっばい来て、竹など持とったとかね」⁽¹²⁾。この牧野の証言を重視しないわけにはいかない。

漁民たちの生活は前述した様に大変みじめなものであった。当時の高浜町巡査永井信次も「漁師町はほとんど細民である。田一枚なく、畑も少ない。生活は極貧であった。以前から毎晩のように『したて』（炊くばかりにといだ米）た釜入りの米が盗まれる」⁽¹³⁾といった状態を伝えている。また漁師の主婦浜野きくは「平常は大根のみそ汁さえ食えないのが普通で」、「漁師の女たちのなかには、志賀郷へ米の買い出しに出かけた者もあったが、農家の女房達は小遣いが欲しければ売ってくれた。しかしその米も売ってくれなくなったし、また高くて買えなかった。また着物でも持っている人は米と交換してきたが、自分達貧乏人にはその着物もなかった」⁽¹⁴⁾と語っている。こうしたことから漁民たちはおそらく普段は米はほとんど買えず、したがって極貧状態の時の民衆が米の廉売の要求を主体として行動したとは考えにくい。新聞記事が厳密に細民・貧民・窮民の区分⁽¹⁵⁾をしていたとは必ずしも考えないが、細民というより貧民または窮民に近い状態に客観的には漁民の生活状態はあったと判断できる。

次に杉畠はこの騒動の計画性について重視し、こう述べる。「それは10日以上も前から、警察も全く察知できなかったほど極密のうちに計画されてきたものであった。指導者については不明であるが、蜂起には男女が参加していること、蜂起時刻には誰かが触れまわっていること、警鐘を打って、四キロも離れた二所宮で火事が発生したという流言を流し、警察（当時は二名駐

在、うち部長は四日前に転属になったばかりである)の注意を完全に外にそらせていること」などから「相当綿密な計画のもとに実行されているとみてよい」⁽¹⁶⁾。筆者も杉畠の採録したテープを聴いてみたが、計画性の有無の肝心な点は火事発生の流言である。この点は永井巡査以外の傍証が弱いが、上記の評価を受け継いでおきたい。ただし火事の見廻りに行った永井巡査の証言はこのような趣旨となっている。「夕刻八時ごろに半鐘が鳴った。誰が打鐘したかは不明である。自分は火事だということで、自転車で出火場所といわれる二所宮へ行き、矢駄を回ってきたが何もなかった。帰着すると、倉田巡査部長は、米騒動があつて解決してきたといつて服を脱いでいるところであつた。自分は十一時過ぎ帰つたので、騒動はその間で十時頃には終わつたらしい。部長は既に〈米騒動〉ということばを使つていた」⁽¹⁷⁾。この中で時間の点は新聞報道と違う。他の証言に「夕方から起こつた理由は、人に顔を見られないため」⁽¹⁸⁾ともあり、夏のことであるから顔も分からぬ位の闇とは8時前後のことと考えるべきであろう。とすると永井巡査の言が正確で、4kmの道程を自転車ならば2時間で充分である。概略の日時のように8月11日の騒動ということにしておきたい。

富山県の米騒動が新聞をつうじて石川県に伝えられたのは8月5日のことであるが、その影響について杉畠は言及していない。筆者はそうした関心でもテープを聞き直したが、資料中には一切うかがえなかつた。高浜の米騒動は富山湾岸漁民の騒動と類似した米移出反対をきっかけにおこつたものであつたが、騒動の参加者はより極貧の貧民層で、彼らのみじめな生活から噴出したやりきれない不満のはけ口でもあつた。

末吉の騒動は杉畠が聴きとり中に気づいて発掘したものである。末吉は「高浜町から一・八キロ離れた農村で、二年前の1916(大正5)年に、石川県最初の小作争議の発生したところでもある。襲撃の対象となつたのは、この村にあつて、当時羽咋地方最大の米穀仲買商であつた屋号『ゼンコー』こと恒川商事とその倉庫である。……人々はこの恒川商事を『相当恨んでいた』らしい」⁽¹⁹⁾。そのほか堀松村の宝達屋(廻送船業・米仲買・地主)も襲われたようである。恒川商事による米の移出は、かつては高浜町の廻船問屋南長松の船を使って金石港迄運んでいたが、鉄道七尾線の北陸線との連結(1900

年)後は羽咋・七尾駅へ馬車で運送し、北海道その他へ移出する様になっていた。馬車になっても倉庫は「於古川橋詰めにあった。末吉へも群衆が来て、善右衛門に米の積み出し停止と販売を要求した」(恒川久男一恒川商事恒川善右衛門の長男の証言)。襲った「群衆は字末吉の人達であるが、高浜の者も混じっていた」⁽²⁰⁾ ということである。数年前に大規模な小作争議がおこったこともあり、また「高浜漁師町と末吉の小作人達の深いつながり」から考えて末吉の小作人が主体であったと思われる。恒川商事の米の積み出し反対の行動も考え合わせるならば、末吉の騒動は高浜のものと同環をなしていたといえるであろう。しかし「高浜町の騒動と同じ十一日の夕刻から」⁽²¹⁾ はじまっており、参加者が別個の集団をなしていたことから、杉島と同様の見解をとって独自の騒動とみなした。

第3節 8月12日金沢米騒動とその対応

石川県で最大規模となった8月12・13両日の米騒動を、次の第4節とともに分析する。まず本節では12日迄の市内の様子を見た上で、12日の騒動の展開とその個有の問題点を摘出することにしよう。また米商、市・警察の即時的な対応にも言及する。なお金沢米騒動全体にわたる検討は本章の結論部分にゆだねる。

7月迄の段階は米価騰貴し、生活難の声が金沢市内各所にあがっているが、「在米調査すすむ」、「外米売行トントン拍子」(「北陸新聞」6月4日付、以下「北陸」と略。なお同紙は8月7日から「石川毎日新聞」と合併し「北陸毎日新聞」となる。したがってそれ以降は「北毎」と略)と市民に平静を訴える記事が続いている。また「米持如何一石川県の大地主」(「北国」7月25日付)という記事が見え「農家は新米を食ふまで二か月なるを以て、概して其れだけ米の貯へ居れるに過ぎざるものと見るべく」、しかし地主は「尚少からざる米を有する」として大地主の名簿を各郡毎に公表したりしている。

米価・物価騰貴は一方では「大威張りの職工」(「北陸」7月17日付)として「賃銭が気に入らぬと仕事をせず親方を困らせる……ダダをこねて賃銭を上げさせる」といった記事も生み出している。「金沢の職工賃、全国にて

最高率」(「北陸」4月28日付)という報道では、8種の労働者の過去5年間の賃金が比較されている。たしかに大工・石工・レンガ積み工などの技術職人層は5年間に70~100%の賃金の上昇をみているが、日雇人夫といったより下層の雑業労働者は絶対額も低く、また上昇率もにぶい。

ところで7月末から8月に入ると「(米価)減茶苦茶の調節」(「北陸」7月28日付)、「昂るか生活難の声」(「北国」7月30日付)、「米は何処迄騰るか」(「北国」8月2日付)となり、「当局悲鳴」(「北陸」8月1日付)、「悪政の窮極」(「北国」8月5日付)、そして「無為無能の内閣」(「北陸」8月1日付)とまで言い切る状況にいたるのである。

ところでこの間の市内における米価騰貴は次の表5・2のごとくである。

表5・2 金沢市内の白米(下等)小売価格(1918年)

7月1日	27.50	8月10日	40.50	8月23日	36.00
15日	29.50	12日	39.50	24日	36.50
30日	31.00	13日	39.50	26日	36.50
8月1日	35.00	14日	37.50	27日	36.50
2日	33.50	15日	37.00	28日	36.50
3日	35.50	16日	36.00	29日	36.50
5日	37.00	17日	36.00	30日	37.50
6日	37.00	19日	35.00	9月3日	40.00
7日	39.00	20日	36.00	4日	40.00
8日	39.50	21日	36.00	5日	39.50
9日	40.50	22日	36.00	6日	39.50

「北陸毎日新聞」より作成。白米1升の価格で、単位は銭。

当時はうちの米の白米でも上等以下何種類かがあったが、ここでは一応下等のものを表示した。7月迄の間にすでに35銭にも値上りしていたが、8月の上旬にはさらにもう5銭、10数%も値上りしたわけである。前掲の新聞の見出しは決してオーバーな表現ではなかった。特に下層の市民は米を毎日買っていたので日毎の騰貴は生活苦・食料難に直結せざるをえなかった。

全国に先がけてはじまった富山県の米騒動が金沢に新聞によって伝えられたのは8月5日のことである。「女房連三百の集団、三隊に分れて生活難を

訴ふ、「女軍定期船を襲ふ」（「北国」）、「貧民三百余名、豪家に押寄せ白米安価を迫る」（「北陸」）。これが3日の中新川郡西水橋町の米騒動を報じた2紙の見出しである。富山湾岸地帯では明治以来、度々米騒動がおり慣習化していたが、この年は「七月二三日から一〇月四日迄二ヶ月半にわたって断続的におこっている」。「その蜂起の形態からみて三つの時期に分けることができる」。第1期は7月23日～8月2日で「騒動の序曲」⁽²²⁾、第2期は8月3日～19日で騒動が最高潮に達した。第3期は8月25日～10月4日で騒動は散発的となり終息した。したがって第2期のもっとも高揚する時期の最初の騒動が金沢に報道されたわけである。以降連日富山県下の米騒動が伝えられるが、「京都の暴動」（「北国」8月12日付）、「中京大騒擾、知事官邸を襲撃、米屋町へ殺倒す」（「北毎」8月12日付）という大都市の米騒動がセンセーショナルな記事となって登場するまでになった。

こうした中で「今年は豊年万作、米価は今が頂上の高値だろう」（「北国」8月8日付）とか「越中暴動打消、農務局長談」（「北毎」8月13日付）といった鎮静化につとめる動きもあるが、「此窮民の実状を見よ」「不都合なる米商」（「北国」8月10日付）、「外米売り出し、遂に昏倒者を生ず」（「北毎」8月10日付）という惨状を呈するにいたった。

11日午前1時40分頃、「米価の暴騰より糊口に窮せる苦粉れ、警鐘乱打」（「北毎」8月12日付）という事件がおこった。市内巴町の警鐘が夜中に突然乱打され周辺は大騒ぎとなったが、これは水車町建具師堀内治三郎（48才）が生活難を訴えんがためにおこした個人的行動のまま終った。12日にこの記事と名古屋の米騒動が並んで報道されたわけだが、これらが当日の金沢米騒動の引き金となったことは推測できる。

8月12日については「北国」の記事より「北毎」の方がくわしいが、それに聴きとり調査資料を加えて当日の騒動の展開状況を整理してみるとしよう⁽²³⁾。

「全市に亘って大群衆の示威運動、米穀商を歴訪して膝詰談判、知事官舎に押寄たる千余名」（「北毎」8月13日付）、「金沢米運動、一千余の大集団富豪、米商を歴訪す」（「北国」8月13日附録）。これが12日の様子を報道する面紙の見出しである。米騒動という表現を使用せず、また煽情的なものとな

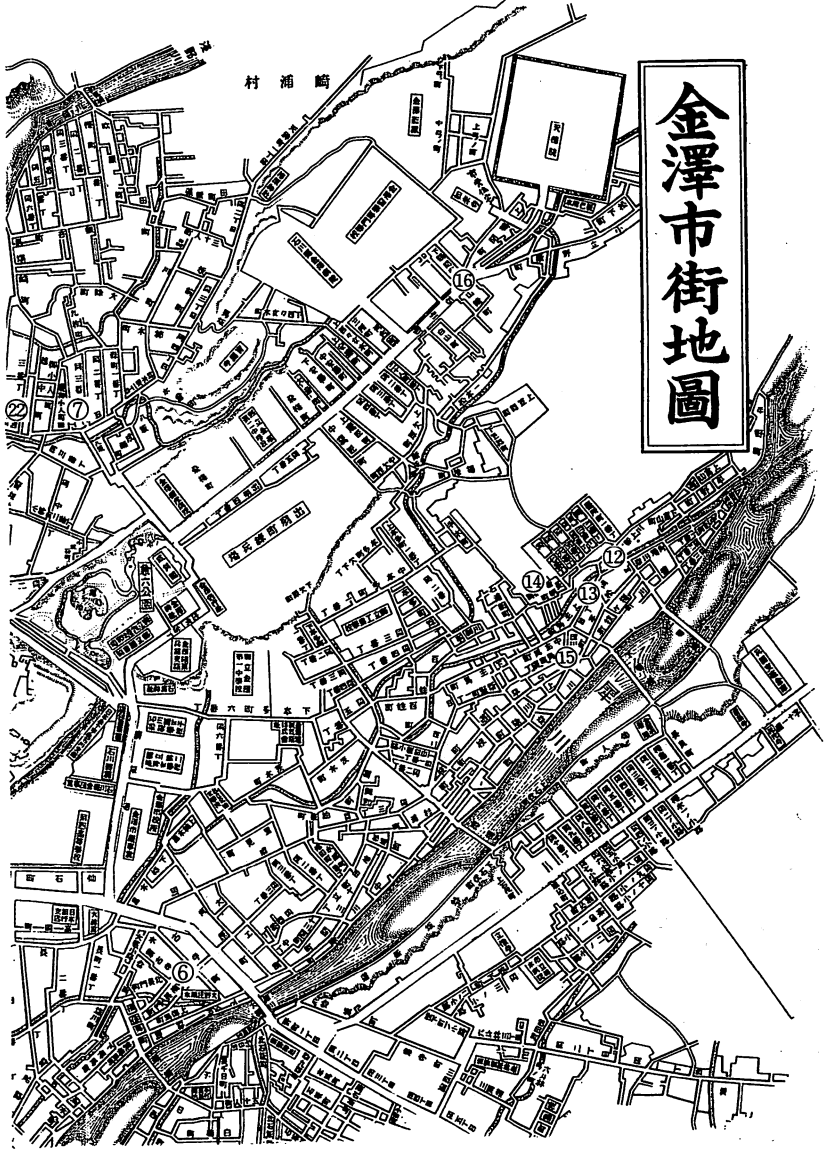
っていない。続いて「北毎」は騒動の発火までを次のように記す。「米商は遂に細民をして死か生の境に立たしめたるをみて、市内高道新町亀井繩吉(60)は昨日午後浅野川口方面の貧民部落の各町に到り、米価は時々刻々暴騰を告げ、殆んど天井知らずの状態にて此儘推移せば、細民は遂に餓死を待つの外なし。斯る悲惨事を救済するの道を講ずるは焦眉の急なるを以て、此際細民は市の富豪及当局に嘆願すべく其手段方法を議すべければ、十二日午後九時を期し、卯辰毘沙門境内に集合すべしと触れ廻り、尚市会議員横地正果氏を訪れ、其趣旨を陳じ、同夜の会合に応援演説に出場せんことを依頼したるが、横地氏は市会に於ても細民の救助に就き善後策を審議中なれば、此際各町民を集合せしめ、斯る行動に出づるは聊か穏当を欠くの嫌ひあるを以て、暫く成行に委し其結果を見ることに為すべしと大に慰撫して制止せしめ」た、とある。かなり具体的な内容の記事で、亀井なる人物がオルグをし、集合場所を毘沙門境内と定め、横地市議に応援を依頼して断われたということになる。亀井については後に若干分析するが、「北国」では首謀者のひとりという程度の扱いにとどまっている。集合場所は「北国」では宇多須神社となっているが、同一場所でそれぞれ別称である(次頁の「金沢市街地図」上の①にあたる。以下本章において示す場所は同地図上に同様の方法でマークしてあるので参照願いたい)⁽²⁴⁾。

亀井が触れまわった時刻より1時間も前から人々が集まり始め、「百余名に達せる折しも主謀者亀井繩吉は群衆の中より立現はれ、階段に立て群衆に向ひ、斯く米価の昂騰底止する処を知らざる結果、吾々細民は空しく餓死を待つのみ窮境に立てり、此際吾々は宜しく在米者に対して廉価を嘆願すべく、自分は先頭に立つ間志を同ふせる各位は随行せられたし、但し名古屋、京都に於るが如き輕拳盲動は慎まれたしと注意」(「北毎」同前)して境内を出発した。なお「北国」は発言者を明示しないまま、「米価の暴騰に際し市内米穀商其の他正米所持者の執れる措置極めて当を得ず断じて警告せざる可らず」という「熱狂的演説を試むる所あり」としている。

集まった群衆は彼らを中心にいくつかの集団を形成して市内に繰り出したが、新聞その他の資料から次のような場所・順序・集団でその騒動は展開したと推定しうる。



第1隊は山を下って大通りをこえて「東馬場、中の橋の角の山本米屋②」(前掲聴きとり調査資料、以下本節に限り「聴」と略)、それから安江町浅井米商③、田丸町伊藤米商④、その向い側の同町小森米商を襲った。山本米



商では「これで許してくれ、と店のものが米俵をいくづか投げだした。そんなこともあってまわりの見物人も群に加わり、段々と人数も多くなっていった」(「聴」)。浅井米商では「群衆は総代として前記亀井繩吉、市内材木町一

丁目大谷助松の兩名進み出で、同家主人と対談する処あり。同家目下在米十四石を一升に就き廿五銭にて廉売せんことを要求せし処、同家に於ても其乞を容れ来る十五日頃より売出す旨を答へたるより群衆も何等不穩の挙動なく引上げ」（「北毎」同前）た。伊藤米商でも25銭の廉売を要求したが、「主人は所用のため小松へ出向中なれば即答し難しとのことに左らば、明日確答されたしと念を押して」（「北毎」同前）立ち去った。次の小森米商では主人が8石しか在米がないと答えたことから、「群衆は稍激昂の氣勢にて左らば蔵を改むべしと敦圈きたるも不穩の挙動なく結局右八石の米を廿五銭に廉売の口約を結び、群衆一同鬨の声を上げて九時半退散」（「北毎」同前）した。その後この1隊は道をもどって下堤町鈴木商店⑤に追しかけ米廉売の約束をとりつけた。ここで2隊に分かれて1隊は大通りを南下し片町を通過して裏古寺町の地主佐野久太郎邸⑥へ向った。「途中夕涼みの野次を併せて次第に其数を増し約五百名」（「北毎」同前）となった。同邸は「門堅くして入ること能はず、因って三たび四たび喊声を揚げて門前に佇みつつワイワイ騒ぎ」（「北国」同前）続けたが、結局駆けつけた警官に説得され、引き返して「上柿木畠なる横山男爵邸に至り、豎町山川酒造店内及鱗町多田商店を歴訪し、転じて野町一丁目の山田米穀商店、北石坂町吉田米穀商店をも訪」（「北国」同前）れているが、結果は判然としていない。しかしこの1隊は犀川大橋を渡ったところで少くなり、やがて散会したようである。

鈴木商店で別れた第2隊は「千二百名の群衆」（「北毎」同前）にふくれあがった。この1隊は「鯨波を造りて森町三番丁なる知事官舎」⑦（「北毎」同前）に押し寄せたが、さすがにここでは数10名の警官隊の出動によって阻止され、それ以上の行動には及ばなかった。

第3隊は博労町興川商店⑧を襲った集団である。当初よりそこに出向いた集団か、第1隊または第2隊の引き返した一団であるのか不明であるので、一応独立した集団と考えておく。興川商店は卸商と白米小売商もかねて手広く経営していた市内大米商のひとつである。群衆は「主人を出せと怒鳴り立て、電燈を消し將に不穩の挙動に出んとせるを、群衆中の一壯漢は頻りと逸る群衆を制して僅に硝子戸を破りしのみ」（「北毎」同前）に終わった。この一壯漢は前後の記事から考えて亀井ではなかったと推察される。

「群衆は斯くて十一時頃一旦元の宇多須神社に引揚げ、同所に於て惣代らしき者より歴訪の結果」（「北国」同前）が報告された。白米約120石を翌13日より25銭にて販売させる約束が各米商よりとれた由であった。さらに群衆の中に「尚訪問すべき所ありと提議する者あり。其は頃日米を買込み居れりと云ふ山之上町岡部医師」（⑨、「北国」同前）という声があがり、その方面へ出発した。「南京米をよこどりしていたのでこらしめてやった」（「聴」）、さらに春日町方面の「岡部の親の造り酒屋」（「聴」）、「その先の米問屋にも押しかけた」（同前）という資料もある。15日の「北国」の号外は以後の行動をくわしく報じている。「引続き大樋一帯の米問屋を歴訪する事となり」（「北国」、8月15日号外）、前掲岡部医院では「一日掛けて三升の外米をさへ買はれざるに一袋を買占むるとは何事ぞと怒号」が飛び、200円の寄附を申し出させた。その後春日町の千代方、本田米商、坂戸米商、上大樋町森下米商、杣沢米商と次々に押寄せた（以上を一括して⑩地域とする）。そうした中で「戸締りをなして就寝し居たるより、熱し切ったる群衆は叩き起せ、打ち壊せとの声物凄く、表戸を破壊し、將に闖入せん」（「北国」同前）といった状況にもなった。各々は25銭の廉売を申し出たため、「彼等は茲に其目的を達したり」として万歳を連唱し、喊声を挙げて解散し」（「北国」同前）た。その帰途さらに「一部は御歩町釣谷他吉」（⑭、「北毎」同前、釣谷も米商である）にも立ち寄っている。この最後の集団は前記3隊の混成集団のようでもあるが、一応第4隊として独立して取り扱っておく。第4隊が解散したのは「北国」は午前2時としており、「北毎」はもう少し早く終結したように記しているが、いずれにせよ深夜のことであった。

8月12日の金沢米騒動は全部で4隊が、市の中心である金沢城をとり囲むかたちで4つの地域にそれぞれ騒動を展開したと推測しうる。そのうち知事官舎付近を除いて、いずれも職人、中・下層民の居住地域で行動が繰りひろげられている。したがって騒動がすすむにつれて、そうした地域からの同調者が増え、自然に大集団となっていったのであろう。「その行動に参加した民衆は最多数の時には二千名をこえていた」⁽²⁵⁾という評価は少なすぎる。新聞に報道された第1・2隊の合計でも1,700名に達する。根拠は別に示されていないが、「3千人ぐらいたった」（「聴」）という記憶も残されている。

4つの集団ののべ参加人数という意味ではこちらの数字に近いものであったと推定しておく。しかしそれはあくまでも集団の合計であって、組織的な同一の共同行動ではなかった。「一緒になってやるという雰囲気はなかった。あっちもやったからこっちでもという対抗心があった」（「聴」）という参加者の言葉は検討する必要がある。

12日の行動形態は亀井の発言にあったような穏当なもので、乱暴には及ばなかった。「米商に人がバタバタと入ると、ものの3分から5分で引きあげていった」（「聴」）が、この点は翌13日の騒動の部分で再論する。

以上が資料に即して再現した12日の騒動の展開状況である。この日の個々の問題点を次にいくつか論じておきたい。

米騒動の主体が箔労働者であったことは聴きとり資料で明確である。宇多須神社から西側、浅野川右岸は金沢市の代表的な箔工業地帯のひとつであった（もうひとつは13日の騒動で登場する犀川右岸の上菊橋～下菊橋周辺の地域である）。したがってこの箔工業地域の特殊性（これは換言すると金沢という地方の下層社会の特徴でもあり、この点はすでに第4章で論じたところである）と箔労働者の役割がすくなくとも12日の騒動に関しては重要なポイントであった。

この12日以前に「箔の親方連中が町内をまわって何事が相談し合っていたようだ」、「何となく事がおこりそうな、息をつめたような気配が隣近所にあった」（「聴」）。語る人々は当時10代の後半から20歳代前半の年令で、こうした記憶だけでははっきりとした根拠にはならないが、この箔工業地域では騒動にのぞむ何等かの「組織的」な動きがあったと感じられる。何となく人が集まったわけでは少くともなかった。「親方連も職人に飯を喰わせないわけにはいかなかった」（同前）という理由も納得できる。その場合、「社会主義を知っていた」（同前）という先進的分子が箔労働者の中に少なからずいたようだが、この点をあまり大きく取り上げるのはどうだろうか。それより正義漢に近い感覚で彼らは決起したと見る方が、箔労働者の意識を考えた場合妥当ではないか。日頃目にしていた不正に対する抗議行動の意味をもっていとと推測する。そのことから箔労働者の一部が岡部医院に押しかけたことを、筆者は重視しておきたい⁽²⁶⁾。

次に米騒動の指導の問題がある。新聞記事（とくに「北毎」）やそれを典拠として書かれた金沢米騒動（例えば『金沢市史』現代篇(上)、1969年）は、いずれも亀井繩吉を英雄視している。しかし聴きとり調査の対象者は全員口をそろえてそれに異を唱えた。「亀井のことを当時よく言う人はいなかった」、「今でいえばゴロッキミみたいな人」、「商売、仕事は何もせずバクチをよくやっていた」、「人格は非難される所が多かった」（「聴」）と評判は大変に悪い。したがって筆者は亀井の指導力を評価しないし、主謀者の代表格とも見ない。4つの集団を箔の組織や下層社会の観点からみるならば、各々の組織、地域社会の中心的人物が自然に指導的な立場に立ったと考える。これが前掲の「北国」の伝える「惣代らしき者」であったわけで、興川商店前の「一壮漢」も恐らく同類の人物ではなかろうか。日常的に信用のない亀井が、突然大きな集団を統率する役割を演じたと考えるのは無理である。地方下層社会とその民衆にはその地域個有の一体感や連帯感があり、これは一方では他地域に対する対抗心にも転化した。地方の下層社会が以上のような特徴を有していたことを別に論じているので、これ以上の重複はさける⁽²⁷⁾。

12日の騒動の影響はすぐにあらわれた。そのこと自身が騒動の大きさを物語っている。翌午後までの当局などの対応に限定して付言しておこう。

まず12日の夜のうちに米穀商が対応した。「田丸町伊藤鉄次郎方より主人自ら電話を以て本社に対し左の通り代表者一統に対し此の旨伝達されたく様依頼」（「北国」8月13日付付録）するといふものであった。その内容は「代表者一同の主唱に対しては十分同情し居れり、兎に角斯かる重大の際なれば自分としても可成的好意を持ちたく事勿論にして、浅井方に於ても玄米三十八俵（白米にて十五石）を提供さるとの事なれば、小生方にて浅井方同様三十八俵を提供すべし。無論白米として一升二十五銭に廉売すべく現品は何時にても引渡すべければ明日（十三日）改めて交渉に来るまでもなかるべし」（同前）といふものであった。事ここに至ってはじめて米商側から事態の解決を求めようとする動きが出たわけである。さらに金沢米穀商同業組合は翌13日午前9時より評議員会を開催し、前夜廉売を約束した米商以外でもその資産に応じて廉売することを決定した。

次は警察及び市当局の対応である。金沢市は市内に1、2ヶ所の「市営販

売所」を設け、16日より「一般相場より六銭乃至十銭方の廉売」（「北毎」8月14日付）の意向を発表した。

一方警察の対応は巧妙であった。前夜襲われた米商等呼び出し対策を講じたのであるが、「北国」、「北毎」両紙をあわせ見ると次の11名が警察（新町分署）に出頭した。米穀商は浅井・伊藤・小森・興川・坂戸・本田・森下・杣沢商店（いずれも前出）の8名、それに千代酒店、岡部医院、釣谷商店の3名を加えた11名である。「何れも新町分署所轄のみ」（「北国」8月14日付）とあるので全市の対象者が招かれたわけではないが、参加者はすべて12日の騒動で襲われたことを確認したものである。警察側は次のような指示を明らかにしている。「吉野分署長より前夜の出来事に就き若し群衆の要求に応じたる場合は一面脅迫罪を構成して茲に罪人を出すのみならず、安価に販売する飯米も七聯区民のみに限るが如きことありては公平を欠く嫌ひあれば、此際群衆との口約を破棄し目下金沢市にて一般仁侠に訴へ、有志の義捐を仰ぎ居れば其向きへ応分に義捐すれば市内一般の貧困者にも潤沢し、最も策の得たるものならん」（「北毎」8月14日付）。25銭の廉売は市民間に不公平を生じさせるのでやめ、義捐金に依ぜよという趣旨である。義捐金をもととした市の対策は相場より6～10銭の米の廉売であるから、表5・2を見ればわかるように27～30銭での販売に任せよと述べていることになる。民衆の側から見れば約束させた廉売価格の2～5銭の上積みを示しているといえる。民衆の怒りに何とか対処しようとしている米商とそれを薄めようとする市・警察側の対応の差が明瞭となった。引用中にある聯区については後述する。

さらに警察は「首魁者を召喚、警告す」（「北国」同前）という手段もとっている。呼び出されたのは前出の亀井のほか馬場四番丁橋本乙次郎、上小川町嶋野竹次郎、橋場町下村治三郎、上田町玉井勘次郎、材木町越川清吉、木町新保弥吉、春日町小坂政吉の8名である（「北国」を引用したが、「北毎」では当初5名、別に越川・新保を呼び出したとしており、また小坂の名前がない）。警察は「目的を達したるものなれば、今後示威運動を試むるが如きは聊か穩当を欠くのみならず、縣市共に米価調節の爲め種々審議を重ね救済策を講じ、富豪等も奇々救済の義捐金醸出の協議進みつつある矢先きとて、尚ほ進んで大挙運動の所為ありては却って利益ならず」（「北毎」8月14日付）

と説得した。なお「本来ならば脅迫罪として直に告発すべき筈」（「北国」8月14日付）と警告することも忘れなかった。代表者たちは150石程度の廉売米では不足であると反発したようであるが、「運動者漸く納得す」（「北国」同前）ということになった。騒動の参加者を3,000名とすると、150石は1人5升宛でそうした対策に不満があったことは言うまでもない。こうしたなかで13日の夜を迎えることとなる。

第4節 裁判記録と13日の米騒動

ここに金沢米騒動に関する裁判記録がある。100枚ほどの裁判所用紙に書かれたもので、判事等の直筆の署名、押印、訂正印等が見える。裁判所書記の署名筆跡と文書の筆跡とが一致していること等から考えて、裁判所に保存されている正式記録と思われる。裁判記録と称しているが、事件に関する金沢地方裁判所判決（裁判用紙46枚）、名古屋控訴院判決（同34枚）、大審院判決（同14枚）の各判決文のみで調書その他は一切ない。また事件の名称は地裁・控訴院では騒擾強盜被告事件となっているのに対し、大審院判決では住居侵入、恐喝未遂騒擾被告事件となっている点をとくに指摘しておこう。

この事件の被告等は後にのべるように、8月13日の騒動で起訴される。判決内容を検討するのでそこでその経緯はふれるが、14日の「午後より（金沢署）署員総掛りにて各方面の主魁者と覚ばしき者二十数名を拉し来たり嚴重取調」（「北毎」8月15日付）を開始した。そして7名が被告とされ、まず8月26日に井波、田辺、大山口の3名が求刑をうけ、8月末に他の4名の求刑が続き、9月11日、予審において騒擾器物毀棄強盜犯として公判に付すとの決定がなされた。この7名の職業から13日の騒動においても前夜と同様に箔労働者が主体であったことは容易に推測しうる。

第1回公判は金沢地裁法廷が満員立錐の余地のない中で開廷された。井波及田辺両名は「暴行を以て強奪したるものに非ず」と容疑を否認した。さらに他の5名は前日の米商の様子から「多数でさへ押掛けて行けば訳もなく米屋は（廉売を）承諾する物と浅蕪な考への下に見物旁々雷同的に随行したものとこれまた否認の陳述をおこなった。そして、警察で頭をなぐられよく

表 5・3 被起訴者の判決・罪状

氏名	年齢	住所	職業	求刑	判決	罪状
井波余所次	42	金沢市上胡桃町	古物商	懲役1年	懲役1年	恐喝罪
田辺吉久	25	同 淵上町	箔打職	〃 8ヵ月	〃 10ヵ月	〃
大山口三郎	46	同 又五郎町	日雇	〃 8ヵ月	〃 6ヵ月	〃
伊藤源右エ門	28	同 新長柄町	箔打職	〃 8ヵ月	〃 6ヵ月(2年間執行猶予)	〃
大西嘉之助	21	同 淵上町	箔打職	〃 6ヵ月	〃 6ヵ月(〃)	騒擾ノ率 先助勢
狩谷勉爾	33	同 上本多町川御亭	箔打職	〃 6ヵ月	罰金30円	住居侵入罪
旗作次	26	同 淵上町	箔打職	〃 6ヵ月	〃 30円	〃

「金沢米騒動の裁判記録」の判決結果より作成。

分らないうちに調書を認めさせられた、とも述べた（以上「北毎」10月2日付）。この1度の公判だけで同10日に求刑となるが、その間、金沢市内には「米騒動の話をして老爺拘留五日に処さる」（「北毎」10月8日付）といった警察の嚴重なる監視が続いた。

「騒擾罪として求刑」（「北毎」10月11日付）。求刑の際の検事の量刑は表5・3の如くであるが、罪状などの詳細な内容は不明でこの見出ししか手掛りはない。ただ記事中に検事の論告として「社会には未だ飢餓したる者も無きに、直に騒擾の目的を以て敢行したる所は社会秩序を紊し、公安を害するも甚だしきものなり」とあり、さらに「就中井波の如きは先年強盜窃盜罪を以て罰せられ、世人が同人の顔面を見ても実に戦慄する程のものなり」とあることに注目しておこう。

10月30日、表5・3の様な判決がそれぞれ言渡された。その後被告たちの内、井波、田辺、大山口の3名が控訴をしたが、1919（大正8）年2月12日名古屋控訴院で控訴は棄却され、続いて同4月25日に大審院でもその上告は棄却され、刑の確定をみた。

米騒動は青森、岩手、秋田、沖繩を除く全府県の各地域で展開し、まさに全国的規模の民衆暴動であった。したがって金沢と平行して各地においても公判がおこなわれた。その内容をまとめたものが表5・4である。

予審の結果有罪とされたものは約6,000名であるが、そのうち罪名のわか

第5章 米騒動

表5・4 米騒動・地裁別検事処分者及予審結果の総数

地裁別	求予審 (内有罪)	求略	判式	計	起訴猶子	総計
東京	272	270	22	294		294
横浜	21	21	19	40		40
水戸	33	28	7	40		40
静岡	294	288	20	314		314
甲府	22	19	1	23		23
長野	6	5	25	31		31
新潟	50	49	11	61		61
京都	323	323	8	331	3	334
大阪	270	270	256	526	1	527
奈良	54	54	12	66		66
神戸	360	357	143	503	43	546
大津	35	35		35		35
和歌山	197	194	365	562	3	565
名古屋	519	469	20	539	17	556
安濃津	458	437	1	459		459
岐阜	146	136	2	148		148
福井	37	35	40	77	22	99
金沢	7	7		7		7
富山	1	1		1		1
鳥取			1	1		1
松江	66	63	227	293	38	331
岡山	320	310	102	422	102	524
広島	538	520	13	551	9	560
山口	667	611	20	687	11	698
松山	176	168	14	190	62	252
徳島	14	14	4	18		18
高知			3	3		3
高松			70	70		70
佐賀	252	250		252	46	298
福岡	717	672	23	740		740
長崎					45	45
大分					6	6
熊本	203	200	34	237	69	306
鹿児島			3	3		3
宮崎	12	12	26	38		38
仙台	112	109	20	132		132
福島	24	24	24	48		48
札幌	34	34		34		34
合計	6,240	5,985	1,536	7,776	477	8,253

井上・渡部編『米騒動の研究』第5巻149, 152頁より作成

るもの5,444名について、罪名別に整理すると次の表5・5のごとくなる。騒擾罪が全体の6割を占め、住居侵入・恐喝罪などがそれについている。

以上の2表を含めて米騒動裁判に関してはその全国的状況の

表5・5 米騒動予審終結結果の総括

		首魁	助勢者	随行者	その他	計
騒擾		172	2,326	837		3,335
放火		12	144		3	159
住居侵入		25	466	32		523
殺傷		5	40	1	1	47
脅迫			13		17	30
窃盗		30	63	41	18	152
強盗		10	275	3	2	290
恐喝		46	287	36	55	424
建造物他損壊		13	316	51		380
その他		1	51	7	45	104
合計		314	3,981	1,008	141	5,444

前掲『米騒動の研究』第5巻149頁より作成。

詳細な研究がある⁽²⁸⁾。ここではそれを批判的に検討する余裕はないが、金沢の場合を念頭に置きながら次の点だけをのべておくことにしよう。米騒動の全国的拡大に直面して司法当局はそれを「純然たる犯罪で、謂わば暴徒の行為である」と「厳罰主義を決定」⁽²⁹⁾した。しかし表5・4をみても明らかな様にその結果にはアンバランスがある。それは例えば米騒動のきっかけとなった富山県の場合たった1名の有罪判決であり、また金沢の場合8月12日は犯罪の対象となっていないという様に日時による相違も含んでいる。このことの比較検討は必要であろう。さらに罪名や量刑の比較もおこなわれるべきであろう。それについて付言するならば、金沢米騒動は「廉売・寄付などを承諾した旨の証書を出させた場合」にあたり強盗罪の適用を受けたと判断されているが⁽³⁰⁾、後者は誤りである。前述したように、たしかに予審・地裁・控訴院の段階での事件名は騒擾強盗事件となっているが、大審院では住居侵入、恐喝・恐喝未遂騒擾事件にかわっている。また表5・3の判決から考えて金沢の場合恐喝罪適用と考えねばならない。

最後に金沢米騒動の被告人に箔労働者が多いことについては前述したとおりであるが、公判中に「嘆願書」が提出されているので言及しておこう。こ

の嘆願書は2種類が提出された様で、ひとつは金沢市の箔打同業者及職工等が「被告が日常の素行等に鑑みで、憫察すべき点少からずとして、さきに百余名」の連名にて検事局にさし出されたものである。さらに「又もや(金沢箔業組合)の組長富田助八、副組長兼田又吉外評議員等二十一名の連署を以て同様の嘆願書」(以上「北毎」9月14日付)が提出された。後者では被告の中でとくに旗作次を特定し、寛大なる処分を願ひ出ている。これらはもっぱら箔打業者・職工間の連帯意識の強さを考える資料として注目される。

これまで述べてきたことからわかるように、この裁判記録中には金沢地裁・名古屋控訴院・大審院の各々の判決が含まれている。騒動の内容にかかわる点については後述するが、体裁上3つの判決に相違がないか否か、若干の点検をしておく。この検討を通じてそれぞれの特徴が浮びあがる。

地裁および控訴院の判決内容は前者の被告7名の内3名が控訴したのであるから、当然その対象に違いが生じている。しかし後者の3名の判決にかかわる箇所は地裁判決とほとんど同文に近いと言えるほど同じ内容となっている。地裁判決はまず7名に対する主文にはじまり理由が述べられている。そして各被告の犯罪事実が明らかにされ、さらに各々の供述が続いている。また証人としておそわれた米商の証言が要約され、最後に各被告の罪名があげられているのである。したがって控訴院の判決は犯罪事実や被告供述に関しては地裁判決の中から3名の該当する部分だけが抜き出されているわけである。しかし他4被告の供述も3名の犯行立証に必要な限りでは強調されるかたちで残され、また追加されている。地裁判決にはなく、その後追加されている1例として、大西嘉之助の「予審調書中……米商松本方等へ米廉売ノ事ニ付キ行キタルガ、井波ヤ田辺ガ米屋デ廉売ノ談判ヲ為シ居リシ故、同人等ハ其重立チタルモノナルト思フ」⁽³¹⁾といった部分がある。地裁判決には井波・田辺が事件の「重立チタルモノ」という供述なり証言は見当らない。両人が首犯であることを地裁判決より強調せんとして補ったものといえよう。一方若干ではあるが逆に控訴院判決で削られたものもある。1例として地裁判決中、井波の供述に「其時私ハ実ハ酒ニ酔ヒ居リ、河村方ヨリ廉売ノ承諾書ヲ受取りタルヤ否ハ能ク覚エズ」とあるが、これは削除されてしまっている。ところで控訴院判決の土方サキ証言中には「大男ニシテ同人(井波)ハ酒気

ヲ帯ビ腕ヲ捲リ恐口敷勢デ談判セリ」とある箇所はそのままとなっている。このようにわずかではあるが、ふたつの判決に一致しない所がある。しかしおおよそ控訴院判決は地裁判決を下敷として書き写したものととくである。地裁判決の後、約8ヶ月という短期日で控訴院判決が決定されているが、その理由もここにあるといえよう。

その裁判所としての性格によるものであるが、大審院には被告側の原判決破棄理由が書面で提出され、それに対して各々棄却の理由が大審院より下されている。したがって地裁・控訴院判決とは内容も体裁も著しくことなっている。被告の6弁護士（吉田三市郎、田坂貞雄、阿保浅次郎、佐々木□市郎、白川龍一、長野国助—1字不明）より4点、原木荘治弁護士より9点の合計13点の理由が提出されているが、判決内容に引用された部分を見る限り枝葉末節のものが多く、苦しい上告となっている。例えば被告等は証言や証拠によると瀬川、河村米商の茶の間の内庭には這入っているが、屋内に入っているとの証明はできない、といった類である。しかし注意すべき論点はいくつかあるので後述する。控訴院判決後、半年弱の短時日で上告は棄却された。

以上裁判記録の検討を行ってきたが、それは13日騒動に関して新聞報道が少なく、13日の展開を知る上で裁判記録が貴重なものであると判断したからである。これを中心に新聞報道も含めて騒動を分析する。

名古屋控訴院判決文の冒頭部分で13日の騒動が要約されている。それを次に掲げる。

大正七年八月中米価昂騰ノ為メ各地ニ騷擾起リ人心動揺ノ折柄、同日十三日午後八時頃金沢市兼六公園霞ヶ池附近ニ於テ四十才位ノ一壯漢多数聚合セル群衆ニ対シ、近来米価頓ニ暴騰シタル為メ多数家族ヲ有スル者ハ如何ニ労働スルモ到底生計ヲ立ツルコト能ハズ、之レ畢竟米商人ガ米ノ買占メヲ為スニ基因スルモノナレバ今ヨリ市内ノ各米商人ニ対シ廉売ノ運動ヲ為スニ付キ、我ニ追隨シ来ルベキ旨演説シ、自ラ其先頭ニ立チ数百名ノ群衆ハ喧噪シツツ之ニ随ヒ、市街ニ出テ米穀商タル同市玄藩町松本音吉、同市並木町米島理吉、同市浅野川上川除町土方次吉、同市材木町原八三郎、同町河越嘉平次、同町瀬川文蔵、同市賢坂辻通河村鎗太郎方ニ押寄せ、群

衆中一部ノ者ハ屋内ニ侵入シ各家人ニ対シ米ノ廉売ヲ強請シ、其他ノ者ハ屋外ニアリテ遣レ遣レ打殺セ叩キ壊セ、名古屋式ニ遣レナドト怒号シ騒擾ヲ為シタルモノナルガ、被告等ハ途中ヨリ右騒擾ニ加ハリ左ノ犯行アリタルモノナリ

以上は金沢地裁判決もほぼ同じ文章となっており、この後被告等の犯行がそれぞれ具体的に述べられている。さて、このような兼六公園に集合した民衆の騒動は前にもふれたが、当日の市内の様子を伝える「北毎」記事中にはほとんどあらわれていない。「北毎」によれば4つの動きがあったことになる。第1は「静穏なりし卯辰群衆」という見出しのもとに、前夜と同様宇多須神社に集合した民衆の動きである。その中から原屋甚吉（安政の金沢米騒動の中心人物）の孫と称する人物が立ち、「諸君が昨夜此の処に集合せしことは今朝始めて北陸毎日新聞に依り知るを得たり、若し余が其以前に於て之を承知したらんには、昨夜同じく此処に来会して一場の演説をなす筈なりしも後に之を知りたるは大いに遺憾とする処なり。本日同紙の号外によって見るに、共同生活のために共同の目的を正当に達すれば可なり。今諸君の容姿を観るに恐らく細民に非ずして中産階級の人なるべしと信ず。故に互に醜金をして共同生活の目的を達することに努力すべく、徒らに祭り騒ぎをなすは此の目的を達する上に於て不徹底なり」との主旨の演説をしたという。そして民衆はこれを聞いて拍手喝采して立ち退ったことになっている。第2の動きは兼六公園のものであるが、その一部は金沢署新町分署に拘留中の堀内治三郎（巴町の警鐘乱打した人物）の釈放を嘆願しに赴いたが、途中警官に説得されて解散した、とある。第3は「強硬なりし川上方面」と伝えられるものである。7時半頃犀川上菊橋に川上方面の民衆約300名が集合し、川上新町富豪角谷儀太郎^⑫、同町松本米商^⑬、長柄町森米商^⑭、川上新町富来金物店^⑮と次々に歴訪し、米廉売や義捐金の醜金を要求した。途中警官が駆けつけ「尚鎮撫に努めしため九時頃に至り無事引上げたり」。この騒動は筆者の旧稿では聴きとり調査にもとずいて12日の騒動と判断したこともあったが、明らかに13日の騒動である。他聯区の動きに対する「対抗心」があったことが前述したように体験者によって語られている。それが同じ箔工業地域の川上

地区の民衆の動きの基因となっていたと考えるわけである。この点は記事中に「群衆は寄附金の多きは川上方面以外にして、同方面の人々は最も冷談なり」と不満が述べられたとの紹介があり、「対抗心」の推測を裏付けている。とすると民衆は種々の意味で12日の騒動を伝える新聞等の情報に触発されて、ふたたび騒動に立ちあがったと考える方が適当であろう。その場合両日の騒動の間に「対抗心」だけでなく共通項もずいぶんあったが、これは後述する。第4の集団は「三百名許り」の群衆で、兼六公園から「其儘広坂を下り裏古寺町の素封家佐野久太郎氏邸宅に殺到」した。ここにも10数名の警官が向いて説得にあたったが、容易に納得せず、この日最もおそく10時過ぎまでねばってようやく解散した。その間2人の青年が佐野氏に面会をもとめ、寄附金の約束をさせる等の行動をとっている。佐野宅には前夜に続き2晩連続で民衆が集まったのである(以上「北毎」8月14日付)。このような報道内容は、より短いが同日の「北国」にも掲載されている。

裁判記録と新聞記事の両資料から13日の騒動の集団は兼六公園から3つが形成されてそれぞれ市内に赴いた。その他宇多須神社付近と川上地区の合計5つの騒動を確認することができる。

ところでもう1集団が別に存在したのではないかと推定する。根拠は次の表5・6である。

13日騒動で井波以下7名が有罪の判決をうけたことは前述したが、この表中の24名は「特に穏便の処置」によって、「町内有力者一名を證人とせる請書一札」を提出することで警察より告発の猶予を得た(「北毎」8月18日付)。24名の内1名は住所の記載がなく、もう1名は判読できないが、それ以外の22名と被起訴者7名の合計29名の居住地を知りうるのである。また表中の24名の内、職業が判明するのは18名で、内訳は日稼5、箔打職3、人力車夫3、大工・職人4、職工3名である。大部分が下層社会の住民であるといっていよい。すでに第4章で指摘した様に、金沢の場合旧藩時代の町民組織が強固で、しかもそれがかなりの程度残存したこともあって町内会とその連合した地域としての聯区は日常生活上特殊な役割を果たした。この聯区毎の民衆を母体として米騒動の集団が12・13両日も形成されたと推測しているが、それは第6節で再論する。

表5・6 金沢米騒動（8月13日）の関係者

	職 業	年 令	住 所	(聯 区)	番 号
織 南 武 信	大 工	23才	泉町9	(1)	1
林 幸 松	箔 打 職	22	松本町	(2)	2
越 田 松太郎	—	29	—		
押 野 虎次郎	—	—	野町	(1)	3
千 田 栄 吉	日 稼	31	藤棚町	(2)	4
石 谷 亀次郎	”	58	□野町		
村 田 初三郎	人力車夫	47	材木町2丁目	(4)	5
中 条 喜次郎	”	42	鷹匠町	(3)	6
竹 内 嘉津雄	日 稼	39	横山町	(4)	7
綿 次三郎	人力車夫	36	御小人町	(4)	8
越 村 □太郎	トビ 職	45	材木町5丁目	(4)	9
野 口 佐一郎	箔 打 職	31	大衆免井波町	(7)	10
松 井 多三郎	日 稼	27	又五郎町	(4)	11
才 田 □太郎	鋳 物 職	26	裏金屋町	(7)	12
市 川 常次郎	箔 打 職	28	大衆免片原町	(7)	13
多 田 喜久太郎	日 稼	37	塩屋町	(6)	14
勝 山 吉 雄	印 刷 工	24	助九郎町	(1)	15
高 松 与三松	建 具 職	27	十三間町	(2)	16
越 田 喜三郎	—	26	野町6丁目	(1)	17
大 鋸 加一郎	陶器職工	47	小立野新町	(3)	18
久 村 八三郎	—	42	谷町	(5)	19
田 中 四 郎	線 香 職	32	上鶴間町	(3)	20
小 坂 次三郎	—	48	平野町	(2)	21
鍛 治 進 吾	—	37	白山町	(3)	22

「北陸毎日新聞」8月18日付より作成。□は文字が不明。

ところで前述の検挙者、被起訴者の住所の判明している29名を金沢市の地図上にプロットしてみた。町の規模がいずれも小さいので、かなり正確に居住場所が確定できるが、それによると13日の騒動参加者は4つの地域的なまとまりがあることがわかる。第1の地域は材木町付近の一団で、関係者は被

起訴者の7名の他9名(表5・6の番号で示すと5, 7~14。以下同)の計16名, 第2は川上地区の3名(2, 4, 21), 第3は野町・犀川大橋付近の6名(1, 3, 15~17, 19), 第4は石引町界隈の4名(6, 18, 20, 22)である。第1~第3の地域の関係者は各々の地域の騒動の参加者と考えてさしつかえなからう。第4のものは新聞・裁判記録等の資料でははっきりとは確認できなかったが⁽³²⁾, 聴きとり調査では騒動があったらしいと指摘されていたことと照応する。石引・小立野通り筋の米商2, 3軒に押し入った第6番目の集団があり, 騒動があったと推定しておく。

これは金沢米騒動の特徴でもあるが, 騒動が次第にいくつかの集団に別れて行動し, また別個に騒動を展開したりしたので, そのひとつひとつを新聞は追い切れなかったのであろう。そのために井波等の動きや石引・小立野地域^⑩の動きが抜け落ちたと考えられる。8月13日の金沢米騒動の全容は以上の通りである。

さて少し前にもどるが, 裁判記録には7名の被告の行動内容が詳しく記述されている。裁判記録の性格の吟味は必要であるが, 騒動の具体的内容がもっともよく判明する資料であるので, 7名の行動について検討してみよう。

井波余所次は途中の9時頃から騒動に加っている。「私宅ノ附近ヲ多数ノ人ガワイワイ言ッテ通行シタル故, 出テ見タルニ其人々ハ近時米価ガ暴騰シ, 貧民共ニ困リ居ルニ付キ, 市内ノ各商店方ニ行キ, 米ノ廉売ヲ頼ムノデアルト云フコトナリシ故, 私モ米ノ廉売ト云フコトハ宜イコトデアルト思ヒ, 群衆ト共ニ」各米商を襲った。その際「各屋内ニ侵入シテ騒擾ノ勢ヲ助ケ, 右勢ニ家人ノ畏怖セルニ乗ジ」て, 松本^⑰・米島^⑱・土方^⑲・原^⑳・河越^㉑・瀬川^㉒・河村^㉓各米商の家人に対して「在米全部ヲ一升二十五銭宛ヲ以テ一般ニ廉売セヨト要求シテ各恐喝」した, とされている(各米商の後に付した番号は前出と同様に「金沢市街地図」上のマークである)。

田辺吉久は騒動の当初から参加している。

「十三日夜市民ガ米廉売ノ運動ノ為メ公園ニ集ルト云フコトヲ聞き同夜八時兼六公園ニ赴キタルニ, 多数ノ群衆ガ第七聯隊ノ方面ニ走り行ク様ナリシ故」, それに参加したと供述している。田辺は井波と共に行動の中心, 首犯とみなされ, 例えば次のような犯行に及んだ, と認定されている。土方米商

において妻が廉売の「要求ニ応ゼザルニヨリ、群衆ニ対シ『諸君此家ニテハ承諾セザルニ付キ、最後ノ手段ヲ執ル可シ』ト叫ビ、自ラ同家茶ノ間ノ電燈ヲ消シテ屋内ヲ暗黒トナシ多数ノ群衆之ニ勢ヲ得、同家屋内ニ殺到シ来リ……暴行ヲ為スニ至ラシメ、以テ騒擾ノ助勢ヲ為シ」た。

大山口三郎は8時頃、自宅の前を通る群衆に加わり、井波等と共に「衆ニ率先シ」て米商を襲い、恐喝をなした。伊藤源右衛門は「十三日午後七時半頃私ハ同職ノ狩谷勉爾等ト共ニ兼六公園ニ行キタルトコロ」と供述しているように最も早く現地に出掛けている。大西嘉之助も含めて以上の3人の犯行はほぼ同じものである。

狩谷勉爾・旗作次の両人は群衆とともに米商に押掛け、「屋内ニ立入りテ侵入シテ以テ騒擾ノ附和随行ヲ為」すという犯行に及んだとされている。また旗は「群衆ガ市内ノ米屋ヲ廻リ米ノ廉売セシムル談判ヲスルト云フコト」を聞いて兼六公園に赴いたとも述べている。

7名の被告の犯行は各々の量刑に該当する様に記述されている。これが他地域の判決と比較してどうかという問題が残るがここではこれ以上立ち入らない。また犯行が真実であったか否かも現在の段階で客観的に判定しうる確たる資料は別がない。既に指摘しておいたが、警察で頭をなぐられて調書をとられたこと、酔っていたこと等は判決において一切配慮されていない点にやや不自然さを感じるが。

井波・田辺が騒動の中心、主犯格であったことは各米商の証言をもとに考えれば否定しにくい。なかでも井波は米商での談判を率先しておこなっていたと思われるが、前述した様に彼は検事から「先年強盗窃盗罪を以て罰せられ、世人が同人の顔面を見ても実に戦慄する程のもの」とされている。確かに河越・河村米商は井波を「予テ知合ヒナル」と言い表わしているが、両店とも井波の住所と同地域であるためどのような「知合ヒ」なのか、検事が言う様に戦慄をおぼえる様な相手と見ていたか否かは速断できない。ただし12日の騒動の中心人物亀井繩吉に対する周囲の悪評ぶりを考え合せると、亀井と井波とに何となく共通性があるようにも思える。井波像について他に知りうる資料がないので、機会があれば彼に関する調査を試みる必要がある。この井波らの集団の動きをひとつのまとまった「騒擾」としてとらえるならば、

その主犯はむしろ最初に兼六公園に登場し、アジ演説をした人物であろう。地裁判決中では「厚子様ノモノヲ着用セル氏名不詳年令四十才位ノ一壯漢」と形容されている。7名の被告の中にその該当者はいない。逮捕をまぬがれたのか、あるいは演説だけをして行動には参加しなかったのか、いずれにせよ不思議な事に一切追求も言及もされていない。

ところで筆者が最も興味をもったのは次の点である。注意深くみると兼六公園に最初から集まっていたのは、被告7名のうち田辺・伊藤・大西・狩谷・旗の5名で井波と大山口は途中から加わっている。この5名の供述を信用すると、あらかじめ民衆は兼六公園に集まるという何等かの情報を得ていたことになる。さらにこの5名全員とも箔労働者である。12日の騒動に関して、箔労働者が広義の意味で組織的にかかわったのではないかと指摘したが、13日にも同様の感じを抱く。少くとも12・13両日の関係について若干の検討が必要であろう。

裁判記録の中において12日と13日との関連について考えうる手がかりはほとんどないが、被告田辺吉久の供述中の次の個所を紹介しておこう。「被告田辺吉久ノ予審調書中大正七年八月中富山県滑川、金沢大樋口、名古屋市等ニ米騒動アリシコトヲ新聞ニテ知り、尚ホ北陸毎日新聞ニモ多数ノ者が金沢市内ノ米屋十余軒ニ到り、一升二十五銭宛ニテ廉売スルコトヲ約セシ旨ノ記事アリ」。金沢大樋口の米騒動とは12日のものであることは明白である。これ以上の資料はないが、結論的に言えば13日の騒動は広い意味で前日の継続、発展したものと捉えることができる。その理由を少し述べよう。

まず襲った米商とそのコースの問題である。前掲の「金沢市街地図」で①～③がその米商の位置で、その番号の順番に訪れているのである。最後は「賢坂辻通ノ米屋ヲ出テ来リ、之カラ犀川ノ方ヘ行クノダカラ俺ト一緒ニ来イト叫ビ百間堀ノ方ニ行キタルニ、警官ガ同所附近ニ居リ、時刻遅キ故帰レト云ハレ」（地裁佐野文太郎証言）解散、帰宅した。このコースは兼六公園の東下の街をちょうど右まわりで一周した形となる。この地区は12日には群衆が出向なかったところでもある。したがって前日に引続いておそわれた米商は一軒もない。考え方をかえると前夜出掛けずに残っていた地域の米商に対して、その意味では「計画的」に押しかけていったと判断することもできる。

次に各米商での談判の仕方の問題もある。一番最初の松本米商の時から以下の各店で米廉売、1升25銭とする要求をまよわず全米商に共通してぶつけている。もちろん各々の米商になるべく多くの米を廉売せよ、在米全部を出せと要求し、この点では各々約束させた米量はことなっている。その際1升25銭と言ったその根拠は何だったのか。前日の騒動も新聞報道では1升25銭の廉売要求となっており、このことを予め承知して、いわば共通の相場のようなものとして要求したかのである。ここでも昨12日と関連し、一体となって騒動が展開していったと受取れる。また12日の廉売の米商の約束が口約束、あるいは空証文になってしまったことも同じく新聞を通して知っていたと思われる。したがって民衆たちは「書付ケ」を米商からとることに非常にこだわっている。この書付けは判決を総合してみると宛先は市役所となっており「何日より何十俵の米を一升二十五銭にて廉売します。署名 印」といった証文のようなものであったと思われる。判決では大部分が井波らに書付けを書けと強要されて書いたことになっているが、証人土方サキだけは井波が「亭主ガ居レバ三十俵出シテ貰ハネバナラヌガ、留守ナラバ二十俵デ勘弁シテ遣ル故、米一升二十五銭ニテ渡スト云フ書付ニ印ヲ押セト云」つたと証言している。これは前もって井波等が書いておいた証文に印のみ押せと言ったと推察することも可能である。この点を重視するならば、以前から一定の準備をした上での行動とも解釈することができるわけである。

被告らを含めた民衆が実際に各米商でどのような行為に及んだのか、はたして判決に示されているような恐喝をおこなったのか。裁判記録を検討する場合には最も肝心な点を最後に考えておくことにしよう。8時に兼六公園を出た集団が、先程のべたコースをとって最後の河村米商にやって来たのは9時半過ぎと証言にある。ここまでに地図上で計算すると、おおよそ3.5km程の道程をまわってきたと推定される。集団は急ぎ足で行動したのではなく、逆にかなりゆっくりとしたペースで歩いたと思われる⁽³³⁾。城下町特有の細く曲りくねった路地を多数の集団がいそいで移動することは困難であるからである。そのペースで3.5kmを休みなく歩いたとして、50分前後はかかっていたと見てよからう。この間7軒の米商に立ち寄っているわけであるから、差し引きして考えると1軒平均6分前後留まっていた計算となる。これは12日

の場合と比較しても大差はなく、短時間であった。各米商でねばって強硬に談判し続ける、あるいは暴行の限りをつくすといった時間では決してなかった。その行為も恐喝罪を立証せんとしている裁判記録でさえ戸をはずし、下駄箱・米粉箱をひっくり返すといった程度で、凶器を振るうといったようなことはなかった。この点も前日の行動とよく似ているといえよう。12・13両日の金沢米騒動は普段から見ればやや行き過ぎた面はあるが、民衆が生活難にあえぐあまり、やむにやまれぬ形で騒動に及んだのであり、それは人を傷けたりしてはおらず許容されるべき範囲内のものであった、と筆者は考えている。

第5節 その後の米騒動と対策

8月13日の騒動参加者の職業をみてわかるように、彼らの大半は下層民衆である。その典型的な箔打職のように「宵越しの金をもたない」「箔打ちはバクチ打ち」といわれた職人気質をもち、その日暮しをしていた。従って米の高騰は彼らの生活にきわめて大きな打撃であったが、一方米の廉売政策は即座にその効果を発揮したともいえる。

「一升二十八銭、市の米穀廉売開始」、「補給金は如何すべき、少くも十万円以上支出」。8月16日の各紙

の見出しである。米の実額を37銭とみて、1升宛9銭の補助が予定された（「北毎」8月16日）。表5・7は16日以降7日間の市内の廉売実績である。ここでも聯区が販売単位となっている。

全市民を対象として米の廉売がなされたわけではないので、「義捐金に甦れる細民」（「北毎」8月16日）

表5・7 金沢市の米廉売高
(8月16~23日)

	米廉売高(石)	1人平均(合)
1 聯区	188.89	8.98
2 聯区	165.43	7.19
3 聯区	90.34	10.29
4 聯区	144.69	6.70
5 聯区	166.58	5.54
6 聯区	270.06	8.84
7 聯区	240.01	10.07
合計	1,266.00	7.96

「北陸毎日新聞」8月24日付より作成。

と報じた様に細民という表現が度々登場する。又家族数に応じて販売量も決められていた様なので、1人平均量を単純に比較するわけにはいかない。しかし住民1人当たり購入量が、最も下層民の多かったと考えられる7聯区で平均を大中に上まわっていることに注目しておきたい。こうした米の廉売は下層民衆の要求(騒動中、いずれも1升25銭と要求した)には達しなかったが、彼らの生活にとって実質的な救済効果を発揮したと想像される。

「細民を装ふ不徳漢、驚ろくべし三万円以上の資産家、厚顔にも食料券の下附を乞ふ」(「北毎」8月17日)。こうした大見出しのもとに11名の実名が公表されている。さらに「飽迄細民だと強情張る」(「北毎」8月22日)と追いうちをかけられてもいるが、これはたんに「強情」という個人的な問題ではなかった。「月給百円で惨めな生活」(「北毎」8月18日)としてある陸軍大尉の生活が紹介されている。「生活難といふと之迄は下級の階級に限られたやうであったが、此頃は下級労働者よりも中流階級の方がひどい」という生活実態が明らかにされているのである。このような中産階級の生活難が具体的に存在したことは、この時期の金沢の都市的状況を伝えている。しかしこの中産階級が細民と共同して米騒動をおこしたり、又独自に運動をすすめようとする動きも金沢の場合、全くみられなかった。

新聞社の呼びかけで義捐金募集も熱心に行なわれた対策のひとつである。「米価大暴騰に泣く人の為め」、「血あり涙ある人の仁情に訴ふ」(「北毎」8月14日付)、「慈善家に訴ふ、饑餓に泣く同胞を救済せんとす」(「北国」8月15日付)と両紙きそって募集の記事があふれた。しかし廉売の米価はともかくとして、前出表5・2にあったように一般の小売価格は下落せず、9月にはかえって値上がりしているほどである。

8月26日、金沢市に隣接する松任町で「値上げに不服、松任町民妄動せんとす」(「北毎」8月28日付)という見出しで報じた様な動きがおこった。その記事の大半は『研究』に所収されているが、「北国」には報道がない。騒動の内容は町当局の米廉売が「一昨日来又復正米昂騰し、ために右廉売原価に多少値上げを免がれざるやの説ありしを聞き一部町民が」行動をおこそうとした。しかし松任署が警戒したため不発に終わった、というものである。松任町の救済策は「一般有志より醸金を募り」、「廉売総額は三百石にして一升

三十銭と定め、爾後市価の変動あるとも之れ以上騰る事無く十八日より一ヶ月間（「北毎」8月18日付）販売された。実際に松任で廉売中の白米が騰貴したというのではなく、「期米市場奔騰」（「北毎」8月23日付）、「内米買附巷説」（同25日付）等と続く新聞の見出しに触発されたのであろう。したがって比較的簡単に解散する結果となった。前掲表5・2は金沢市内のものであるが、白米小売価格の動きはこの時点よりも後の8月末～9月初旬にかけての方が値上がり傾向が強いことを示している。

同じ26日の夜能登の穴水町でも騒動があった。「北国」に「米問題で穴水不穩」という見出しの報道があり、その記事の前半部分が『研究』に載っている。「北毎」には穴水の報道は見当らない。松任の事態よりはある程度計画的で、「廿七日早朝同町朝市にて、人出最も多き時に際し何者か同所の電柱に安田米店及清水町長宅を焼打すべしとの不穩極まれる貼紙をなしたるものあり」とある。さらに「前夜（8月26日—引用者）同町の細民窟たる字新町六十余戸の住民が某所に集合して、米の問題に関し、廉価販売を協議する所ありしと言へば、多分夫等の者の中にて斯る貼紙を為すに至りしものと思はる」とも書かれている。この記事中、新町の細民窟の60余戸の住民が集まったとされている点に興味を抱く。人口7,000人にも満たない地方の町に細民窟というものがあったのか。また被差別部落以外にどのような実態をともなったものとして存在したのか、検討の余地がある。『研究』では割愛されている記事の後半までみると、「同町にて廿七日救済等を講ずべく臨時町会を招集し、種々協議の結果、町税負担戸数割二分五厘以下の細民八五戸一千余名に対し一升に付き五銭宛の補給をなし、廉価販売をなす」こととなった。そして寄附金の訴えと廉価販売店の4店が掲示されている。85戸1千余名の戸と人数の関係が不明確であるし、総人口7,000名に対して細民1千余名という割合もにわかに肯定しがたい。しかし、いずれにせよ町当局の救済対策に応じてここでもこれ以上の騒動には発展しなかった（以上、「北国」8月30日付）。

⑤の宇出津の騒動は前記⑥、⑦（以上の数字は第1節本文参照）のものとはやや性格が異なっていた。「北国」の見出しは「宇出津の女一揆、下級細民の妻女六百の集団、共同精米所に迫らんとす」と大きく報じ（8月25日付）「北毎」も1日早く「宇出津女騒ぐ、白米廉売の運動」と伝えている。「北

国」の記事はほぼ全文が『研究』にあるので、ここでは「北毎」の短い記事を掲げておく。「鳳至郡宇出津町にては二十一日の晩十時頃女行商人約三百名集合し、白米廉売に対する運動をなしたるより警察官出張し解散を命じたれば、約一時間にて鎮静に帰したり。右に関し二十二日急施町会を開き救済善後策を講じたり(宇出津電話)」(8月24日付)。「北国」によって補足すると、夜の9時頃から宇出津共同精米所に600余名の下級細民妻女等が集合し、米1升25銭宛の廉売を求めて不穏な事態となった。宇出津署長がその中から「代表者と見るべき者百五十名」に説得したところ午前1時頃解散した。「北国」記事の後半部で翌22日午後にも細民の動きが少しあったことが推測出来るが、それ以上のものとはならなかったようである。宇出津の騒動の特徴は「細民妻女」、「女行商人」がその中心になっている点である。前出「北国」の見出しは明らかに富山県の米騒動の報道に影響をうけている。宇出津には魚津・滑川等と同じように漁港があったことから、騒動に一定の同質性を感じさせる。しかし同じ港ではあったが、2紙の報道を見る限り富山県の場合のような「米の移出反対」⁽³⁴⁾の明確な動きを確認することができない。漁師町の妻女が中心であったことから、前述の高浜の例と似ている。規模の点においては300～600名の参加者があり、宇出津は金沢に次ぐ県下第2の大きな騒動であった。

第6節 石川県米騒動の特徴

最後に石川県の各米騒動の特徴について整理をし、まとめにかえることにしよう。

まず県下第1の規模であった金沢の米騒動について、第3・4節の分析をもとにいくつかの特徴点を抽出する。

金沢の場合は全国の米騒動の中期において、その都市の性格を反映して展開した典型的な騒動であった。当時金沢市は6大都市に次ぐ規模の都市にランクされ、前掲表5・1に照らせばAで数100名以上の参加者をもって展開した騒動の32市の内の1つに含まれている。騒動参加者3,000名と推定しておいたので、1つの市の全体での規模はたしかに大きなものであった(8月

12日の場合で、13日は3,000名より下まわる)。しかしそれは参加者の総数であって、3,000名の集団が1団となって示威行動をしたり、同一隊列を形成していたわけではない。4～6つの集団が各々の行動を市内各所で繰りひろげたのであって、それらの集団は同一行動というより、独自の意識が強く、また相互に一定の競争心すらあった。しかし一方では両日ともほぼ同時刻に行われており、その行動形態などの面では参加者が同類であったことから、いくつもの同質面を有していた。

以上のことは金沢市内の当時の聯区一町内会⁽³⁵⁾という特異な住民組織と、それへの民衆のかかわり方の問題とも関連している。当時の聯区はいくつかの小学校下（小学校の通学区域）によって編成され、その規模等は次の表5・8のごとくである。

表5・8 金沢市の聯区人口と町数

	該 当 校 下 名	現住人口	町数
1 聯 区	野町・中村・十一屋	21,145	86
2 聯 区	長町・新竪・菊川	23,003	75
3 聯 区	石引	8,782	49
4 聯 区	味噌蔵・材木	21,593	89
5 聯 区	芳齋・松ヶ枝・長土堀	30,053	91
6 聯 区	瓢箪・此花・諸江	30,540	63
7 聯 区	馬場・森山・浅野	23,838	81
合 計		158,954	534

『金沢市統計書』（1919年）より作成。

人口16万ほどの市民は7つの聯区、534町に組織されていたことになる。3聯区はやや小さいが、おおよそ1聯区80町平均で人口2～3万、1町300名という規模である。もっとも町の規模は1,000名をこえる町が10数町あり、一方では住民ゼロが10数町、10名以下が6町もありアンバランスではある（第4章第2節参照）。この聯区と町が当時の民衆の主要な地域・住民組織であった。

同一聯区・町内の民衆相互には連帯感があったことは前述したが、もう1例を加えておこう。8月11日の夜中に警鐘を乱打して警察に拘引された人物がいたことを第2節で紹介した。この堀内治三郎という人物の釈放の動きがすぐに同一町民の中からおこっている。「十二日早朝より同町（水車町一引用者）三十余戸の内男戸主二十七名は職を休みて打揃ふて」新町分署に出頭し、代表者は次のように述べたという。「警察の取調べには治三郎が怠惰者なり

と認められていますが、職業にも精励し、殊に温和の質なれば町民にも与望高く、決して警察にも咎められ居るが如き人物ではありません。昨年秋以来女房の病気の為に充分立働く事も出来ずと日頃嘆じ居ました……兩三日前家主と何か感情の行き違ひから争論した事ありますから、或は家主が治三郎の事を怠惰者なりと悪し様に告げた為め警察でもその様に誤解せられたのであるかもしれません」（「北毎」8月13日付）。さらに13日の騒動中兼六公園に集まった中の50名位のグループが堀内に同情して「解放を嘆願すべく新町分署に赴かん」（同前、8月14日付）としたが、警官に説得されて引き返している。また同夜不穩の形勢の中、金沢署前に集まった群衆から「彼の警鐘乱打者は如何にせしや」（「北国」8月14日付）という声があがったりもしている。民衆がたんなる同情だけでなく、堀内の感情と一体感をもっていたことを以上の資料は物語っている。水車町は浅野川小橋の東側で第7聯区に属する。ところで民衆は他聯区への対抗心もあったことを述べたが、金沢米騒動の中心的な役割を演じたのはこの第7聯区の民衆であった。そのことは第3・4節の引用資料中にも度々現われている。それぞれの騒動の主要な位置はそれが展開した地域の聯区住民が占めたと推定される。

兩日の米騒動のきっかけを作ったのは第7聯区の民衆であった。この地域の住民の大半は箔労働者をはじめとした下層社会民衆で、そうした事情は加賀藩時代から継続していたことでもある（第4章第2節参照）。したがって地方の下層社会の互助的な生活様式・伝統性、特有な思考方法・行動形態等がこの騒動の展開を規定していた。その意味では箔工業の労働実態を見ると、そこは情報伝達、交換のかっこうの場でもあった（第4章第4節参照）。またその地域で何か事を多人数で起す時にどこに集まるのか、どのように行動するのかは日常的に一定のきまりと経験があり、これは伝統によって培われたものだったのだろう。米商への押しかけ方をみても、短時間に（警察などとめんどうをおこさぬ間に）、何の要求をかちとるのか、仲々手慣れていたようでもある。さらに1例を加えれば、毘沙門（宇多須神社）に集まることは周知のことだった。ちなみに安政5年の金沢での一揆（米騒動）も毘沙門はその地域の住民のひとつの拠点となっているのである。

当時の民衆の生活圏もおおよそこの聯区内に限られており、例えば第7聯

区の住民が浅野川はともかくとして、犀川を越えて向う岸に出かける等は余程のことであったといわれている。したがって彼らの価値観は彼らの周辺で日常的に通用する感覚を主体として形成されていた。伝統といってもそれは民衆にとってきわめて身近かな、日常生活を積み重ねたものの結果であったのである。

金沢の市民は資料中にも若干の言及があったように、他所より物価高の厳しい状況下にあった。とりわけ下層民衆の生活にはその影響が甚大であったわけで、そうした生活苦からの怒りは大都市の民衆と大差はなかった。しかし大都市の暴動に一定の違和感を抱いていたことも指摘しておかなければならない。その点もやはり金沢米騒動の主体となった下層民衆の種々の感情と無縁ではなかった。

金沢市内にはいわゆる都市中間層的部分がかなり早い時期から存在し、量的にも無視できないものであった。それは軍都であり、医大・高等学校があり、県庁所在地であったからである。また商業都市で、いわば北陸地方の中核的都市でもあったからである。しかし多数存在した俸給生活者＝「中産階級」は米価騰貴・物価騰貴のもうひとつの犠牲者であったにもかかわらず、金沢米騒動に関与した形跡はほとんどない。当時すでに中産階級の居住地が下層民衆のそれと離れて独立していたこと等の理由を挙げることができるが、こうした状況も金沢の特徴のひとつといつてよからう。

次に米商の問題を少し検討しておきたい。騒動によって襲われた米商があったことは明確であるが、その数は多くみても20数軒で、当時の白米小売商の1割にしかならない。9割の襲われない米商があったわけである。

この時期の米穀商はこの白米小売商と米仲買問屋業(50店弱)とで構成され、後者は移出問屋、産地仲買人等とともに米の買占めや米価の人為的釣り上げ等による米投機にかかわっていた⁽³⁶⁾。一般の白米小売商は米穀取引所で行なわれるこうした米の投機に対して批判的で、多くの白米小売商は市民に対して正常な白米販売を望んでいたといわれている。『金沢商工会議所名簿』(金沢市役所編、1925年)を見ても白米小売商の3分の2は営業税納税額20円以下の零細経営であった。とすると襲われたのは少数の大経営の米穀商で小・零細経営の米商の大部分は襲われなかったという予測は充分成り立つ。

しかし事実はそうではない。12日の騒動の対象の内興川・鈴木商店は大経営で田丸町の伊藤米商も問屋を兼ねており襲撃の予測は成立する。岡部医院・佐野久太郎も他の面で対象者となったことは予測の範囲内である。しかしその他の米商は小経営以下で、とくに13日の米商の多くは営業税額20円以下（中には10円以下も数店含む、いずれも1925年の時点）の零細商であった。こうした事情を従来収集した資料にもとずいて説得力のある内容で説明することはできない。民衆は米が高騰していく根源を知りえず、したがって自分達が接触する最先端部分（小売商）にとにかくその気持をぶつけざるをえなかったのであろう。しかしこの点は今後再検討の余地がおおいにある。

『研究』によるならば、その後金沢では10月4日、11日と2件の騒動があったことになっている。10月4日のものは市内材木町の製薬工場の職工が「米騒動を惹き起すべく……気焰揚げ居たるを」、金沢署に察知されて「不穩の流説を為すもの」（「北毎」10月8日付）として処分されたものである。まったく1個人の行動で騒動の部類には入れにくい。これとは別に11日、金沢市三河町の漁民らが米価騰貴に苦しみ、50名の婦女子が同地の米商の門前に集まり、「廉売を強要して狼藉を行いたるも、警察官が現場に到着するに及びて鎮静したり」⁽³⁷⁾という事件があったという。資料の典拠は内務省警保局編「大正七年に於ける所謂米騒動事件の概要」であるが、この件についての県内新聞の報道記事は見当たらない。当時から金沢市内に三河町なる町名は存在しないし、1918（大正7）年の市内の漁業戸数はわずか50戸程度である。金沢市は市域が拡大した現在とはかく、この頃は海岸に面してはいなかった。したがって漁民はいずれも淡水漁業者で、犀川・浅野川付近に散在していた。上記の10月11日の騒動はこうしたことから金沢市内のものか否か、筆者は疑問視しているが、明確に否定もできないので第1節の概略にはそのまま引用して載せておいた。このように8月以降はっきりとした騒動状況というものが生じなかったこともあり、米の廉売政策は騒動の主体となった下層民衆に、何らかの効果を与えていたともいえるであろう。

高浜・末吉の米騒動は漁村に典型的にみられる米移出反対の騒動である。これは全国的にみるならば米騒動の初期に多発したものであり、また米騒動以前の米騒動の中に多い運動形態でもある。全国的な状況は「米がないのは、

暴利を求めて、米屋や他地方へ米を移出するからだということで、移出反対・移出禁止がキイ・ポイントであり、その状況の下で、じっさいに米が移出されようとしたり、移出されつつあるのをみれば、期せずして、実力で阻止する行動にでることとなるのは、いわば自衛本能といつてもよく⁽³⁸⁾ という具合であったと分析されている。これと比較するならば高浜・末吉の騒動の内容はどちらも弱く、穏やかなものであった。漁民の婦女が主体で、しかも富山湾沿岸地のように必ずしも伝統的に騒動がおこなわれてはいなかったことも関係していたと思われる。資料不足の関係で十分な検討ができなかったが、一応宇出津の騒動もこの例の中に入れて理解しておく。

松任と穴水の騒動は米騒動が全国的には鎮静化しつつあった後期のものに属し、地方の町村によく見られる形態である。穴水の騒動は表5・1に即してみればBの規模でも比較的大きく、計画的なものであった。これは騒動の主体が前掲資料によると「細民窟たる字新町六十余戸の住民」(その具体的内容は不明確であるが)で、一定の同一条件下の下層社会民衆の集団行動であったからであろう。また周辺部に米作地帯をもっている場合、やはり米の供給という点では都市部より有利であったため騒動も激しい形態へとは発展しなかった。

石川県の米騒動はその件数は決して多くなかったが、米騒動の初期・中期・後期にそれぞれ発生し、総じて見るならば都市型・漁港を中心とした米移出反対型・農村部型の3つの形態を示して展開したのであった。

- 1) 1例として1983年5月に発足した環日本海米騒動研究会(富山市岩瀬大町160-1)を紹介しておく。「米騒動通信」(第3号まで発行)を発行し、北陸3県と新潟等で地元の米騒動に関する地道な研究会活動等をおこなっている。
- 2) 松尾尊兌『民本主義の潮流』(文英堂、1970年)130頁。
- 3) 井上清・渡部徹『米騒動の研究』第1巻(有斐閣、1959年)107頁。
- 4) 同前、第5巻(有斐閣、1962年)18・20頁。
- 5) 尼ヶ崎市編『尼ヶ崎市史』第3巻(1970年)483頁。
- 6) 庄司吉之助『米騒動の研究』(未来社、1957年)152頁。
- 7) 同前、154頁。
- 8) 吉河光貞『所謂米騒動事件の研究』(司法省、1939年)169頁。
- 9) 山木茂『広島県社会運動史』(労働旬報社、1970年)191頁。
- 10) いずれも体験者の聴きとり資料で、ひとつは「米騒動のなかの女たち」(『加

能女人系』下、北国新聞社、1973年)。もうひとつは『志賀町史』（資料編、第4巻、1979年）の中の「高浜と末吉の米騒動」である。この資料は同町史編纂委員の故杉島孝博氏が収集したもので、録音テープが残っている。同氏がその若干の分析を試みた論文（「米騒動と小作争議」北陸史学会『北陸史学』23号、1974年）もある。本論執筆のため筆者は杉島氏の御遺族より、大切に保管されていた聴きとりの録音テープを拝借した。能登の老婦人たちの大変理解しにくい言葉がテープから飛び出してきたが、充分利用できた。この場をかりて再び杉島家御遺族に御礼を申し述べる。浅香年木氏も評価しているが（『北国』、1977年5月23日付）、筆者も杉島氏の地味ではあるが真摯な研究を大切にしたいと考えている。

- 11)・16) 前掲「米騒動と小作争議」2頁。
- 12) 前掲『加能女人系』157頁。なお同書では牧野つるとなっているが、後に杉島の質問に答えて本人が述べているように牧野つな（1899年生）の誤りである。話の内容は肯定しているが、当時つなは25才、牧野家の嫁であった。
- 13) 前掲「米騒動と小作争議」5頁。
- 14) 同前、6頁。
- 15) 横山源之助の叙述などをもとにした隅谷三喜男の区分（同『日本賃労働史論』東京大学出版会、1955年、107～112頁）が一般的である。
- 17) 前掲『志賀町史』627頁。
- 18) 同前、626頁。
- 19) 前掲「米騒動と小作争議」3頁。
- 20) 以上、前掲『志賀町史』627頁。
- 21) 以上、前掲「米騒動と小作争議」4頁。
- 22) 前掲『米騒動の研究』第1巻、151頁。以下の時期区分も同書に従った。
- 23) この聴きとり調査資料は第4章で利用したものと同一のテープである。聴きとり調査の目的のひとつは箔労働者を中心に展開した金沢米騒動の内容をその体験者たちに確認することにあった。
- 24) この「金沢市街地図」は金沢市編『金沢市統計書』1919年版所収の同地図にもとづいて作成したものである。
- 25) 前掲『米騒動の研究』第3巻、469頁。
- 26) 箔労働者の意識については第4章第4節を参照。
- 27) この点については本書補論の第4節を参照。
- 28) 吉田樹美子「米騒動『事件』と裁判」（前掲『米騒動の研究』第5巻所収）を参照。
- 29) 同前、115頁。
- 30) 同前、193～194頁。
- 31) 以下本節に限り、とくにことわらない場合、引用資料は「金沢米騒動の裁判記録」である。同資料の体裁等は本文中に述べておいたが、この資料（マイクロフィルム）は石川県社会運動史刊行会が所蔵している。
- 32) わずかな手がかりとして、「北国」（8月14日付）に「石引町附近にも二三

百の群衆あり、何れも行きつ戻りつ……」とある。

- 33) 控訴院判決中の大山口三郎の供述に、米島米商から土方米商へ集団が移動する際、自分だけが「徳野ト云フ米屋ニ立寄り」、そこから土方米商に行ったと述べている部分がある（徳野米商の場所は確定できない）。そこで大山口は集団に追いついているので、そう早いスピードで移動していたとは考えにくい。
- 34) 富山のこの動きの具体的内容については、『証言米騒動』（北日本新聞社、1974年）が参考となる。
- 35) 金沢市内の町内会については、さしあたり、本岡三郎編『金沢市と町内会』（金沢市町会連合会、1967年）を参照。また「朝日新聞」石川版（1983年1月1日付）は、町内会は「権力もその意志を無視できない。町内会の実像を解けば〈保守王国と石川の民意〉に肉薄できるはず」と見ている。
- 36) 以下、吉森涼子稿「1910年代から1930年代までの金沢市内米穀商についての一考察」（1982年度金沢大学文学部卒業論文）を参考とした。
- 37) 前掲『米騒動の研究』第3巻、471頁。
- 38) 同前、第5巻、18頁。